

さくら市森林整備計画



手入れされたスギ人工林

計画期間 自 令和 8 (2026) 年4月 1日
至 令和18 (2036) 年3月31日

令和8年 (2026) 年3月24日樹立

栃木県

さくら市

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	3
1 森林整備の現状と課題.....	3
2 森林整備の基本方針.....	4
3 森林施業の合理化に関する基本方針.....	5
II 森林整備に関する事項.....	5
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）.....	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢.....	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	6
3 その他必要な事項.....	8
第2 造林に関する事項.....	8
1 人工造林に関する事項.....	8
2 天然更新に関する事項.....	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	11
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準.....	11
5 その他必要な事項.....	12
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	12
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	12
2 保育の種類別の標準的な方法.....	13
3 その他必要な事項.....	14
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	14
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法.....	14
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法.....	16
3 その他必要な事項.....	17
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	17
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針.....	17
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策.....	17
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項.....	17
4 森林経営管理制度の活用に関する事項.....	18
5 その他必要な事項.....	18
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項.....	18
1 森林施業の共同化の促進方針.....	18
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	18
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	19
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	19
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項.....	19
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	20
3 作業路網の整備に関する事項.....	20
4 その他必要な事項.....	21
第8 その他必要な事項.....	21
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	21
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	21
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	22
III 森林の保護に関する事項.....	22
第1 鳥獣害の防止に関する事項.....	22
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	22
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項.....	22
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法.....	22
2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）.....	23
3 林野火災の予防の方法.....	23
4 森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合の留意事項.....	23
5 その他必要な事項.....	23
IV 森林の保健機能の増進に関する事項.....	23
1 保健機能森林の区域.....	23
V その他森林の整備のために必要な事項.....	23
1 森林経営計画の作成に関する事項.....	23

2	生活環境の整備に関する事項.....	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	24
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項.....	25
7	その他必要な事項.....	25

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、栃木県の中央北東部に位置し（宇都宮市の北東）、首都圏から約 120 km 圏内に位置している。平成 17 年 3 月 28 日に旧氏家町・旧喜連川町の合併に伴い「さくら市」として誕生した。氏家地区は、古くから交通の要所であり、奥州街道の宿場・氏家宿が開かれ、宿場町として、また、喜連川地区は、12 世紀初頭から明治 2 年の版籍奉還まで、塩谷氏や足利氏の血を引く喜連川氏の城下町として栄えてきた。

本市は、緑豊かな丘陵と肥沃な農地が広がり、その間を鬼怒川、五行川、荒川、内川、江川等の清流が貫流しており、丘陵の緑、清流等の豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史、温泉の豊富な観光資源を有し、首都圏からの身近な観光地として位置している。

本市の総面積は 12,563 ha であり、その内、丘陵地で占める民有林面積は 2,377 ha また林野庁所管外国有林が 26 ha あり、森林面積は全体の約 2 割を占めている。森林面積のうち、スギ、ヒノキ等の人工林の面積は 1,323 ha、アカマツやコナラ等の天然林の面積は 994 ha である。林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地域と地域住民の生活に密着した里山・平地林地域の複合された森林地帯となっており、森林に対する住民の意識・価値観の多様化に伴い、双方が密接に関連した森林整備・保全が求められている。

【土地面積及び森林面積】

総土地面積	森林面積 (ha)				森林率
	総計	民有林		国有林	
12,563	2,403	2,377	99%	26	1%

林種	民有林		国有林	
	面積 (ha)	蓄積 (千 m ³)	面積 (ha)	蓄積 (千 m ³)
総数	2,377	542	26	—
人工林	1,323 (56%)	385	0	—
天然林	994 (42%)	158	0	—
その他	60 (2%)	—	26	—

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源構成等を踏まえ、次に示す森林の有する機能を十分に発揮させ、豊かな自然環境とくらしを守る森林づくりを目指す。

また、豊かな人工林資源を活用し、継続的・安定的に木材生産ができる森林づくりを目指す。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機 能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	・下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山地災害防止機能 /土壌保全機能	・下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	・自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	・必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	・原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	・木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の基本的な考え方としては、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図る。

また、持続的な林業経営及び木材産業の成長産業化を見据えた木材需要の増大化及び多様化へ対応するため、「森林資源のフル活用」と「素材生産量の向上」に向け、森林整備を進めていく。

森林整備を通じた林業経営については、50年生を超えるスギ・ヒノキ林の人工林が多いことから、森林資源の循環利用を基本とした主伐（皆伐）・搬出間伐に積極的に取り組み、多方面の木材利用に対応するため森林資源のフル活用を進めるとともに、伐採と植栽を同時に行う「一貫型施業」の普及を推進し、再生林コスト低減を図りながら確実な更新に努める。また、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進する。

一方で、公益的機能の高度発揮に向けて、市の丘陵地に存在する森林については、良質な水の安定供給を確保する観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、広葉樹林化や針広混交の育成複層林など多様で健全な森づくりに努める。さらに、

クヌギ・コナラ林については、シイタケ原木の計画的な供給を推進するため、育成天然林施業を推進する。

市の中央部の里山林においては、地域住民の生活に密着した里山及び平地林整備が重要であり、整備の一環として修景植栽や自然林活用等による森林の保全及び景観の維持向上、さらには択伐・天然更新補助作業による天然林の維持、歩道等整備、広葉樹の育成、住民参加による森林の整備の推進や、生物多様性の保全を図り、住民の森林のふれあいの場として活用を図る。

これら森林の整備にあたっては、路網整備や伐採搬出作業の機械化、森林経営計画等に基づく森林施業の集約化と経営規模の拡大を促進するとともに、森林クラウドシステムの活用など最新のデジタル技術を活用したスマート林業の導入を積極的に進めるとともに、これからの林業を担う人材の確保・育成を図っていく。

また、平成31（2019）年4月から森林経営管理制度及びその財源となる森林環境譲与税が創設されたことを踏まえ、県と連携を図りながら森林整備等の取組を進めていく。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業については従来より森林組合による長期受委託を基盤とした森林経営計画による施業の集約化が進められてきた。今後においても中心的な担い手として森林経営計画の策定及び森林施業プランナーの育成等について連携し促進を図っていく。

また持続的な循環型の林業の実現に向け林業労働力の確保及び林業機械の導入及び路網等の基盤整備について推進させ、総合的な作業システムの改善を図りながら、低コスト林業を目指していく。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成等を勘案し、下表に示す年齢を標準とする。

【標準伐期齢】

単位：年生

地 区	主 要 樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹 用材林	ぼう芽に よる広葉 樹
市全域	35	40	30	30	100	100	15

注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 「サワラ」については、「スギ」に、クヌギについては「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

- 3 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については、20年とする。
- 4 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。
- 5 成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は市農政課と相談の上、適切な時期に伐採するものとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新^(※)を伴う伐採であり、皆伐又は択伐によるものとする。

※更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること。

【立木の伐採（主伐）標準的な方法の区分】

区 分	内 容
皆 伐	主伐のうち択伐以外のもの
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

ア 皆伐

皆伐については主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することを旨とし、一箇所当たりの伐採面積を20ha以内とするとともに、必要に応じて保護樹帯の設定等を行い、確実な更新と保全を図るものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体で概ね均等な伐採率で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

また、新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及員又は市農政課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法について以下の事項に留意する。

- ① 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ② 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

- ③ 伐採後の適確な更新を確保するため、別に定める適切な更新の方法を勘案して伐採を行うものとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合は天然稚樹の育成状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- ④ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風雪等の各種被害防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する
- ⑤ 伐採を行う際には森林経営計画及び伐採届出等の区域を超えて（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
- ⑥ 集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

ウ 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標別の仕立て方法、期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標（利用用途）に応じた林齢で伐採するものとする。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではない。

単位 径級：cm 林齢：年生

樹種	生産材の径級目標			目安林齢 (年)
	生産目標	仕立て方法	期待径級 (cm)	
スギ	役物：柱材	密仕立て	24	50
	一般材	中仕立て	26	50
	一般材	中仕立て	32	60
	造作材	密仕立て	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立て	24	60
	一般材	中仕立て	26	65
	一般材	中仕立て	30	75
	造作材	密仕立て	30	80

エ 伐採後に天然更新を行う森林

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とする。なお、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採する。

3 その他必要な事項

伐採の実施に当たっては森林生物多様性の観点から野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木、枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。また、花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	備考
(針葉樹) スギ (少花粉スギ)、ヒノキ、 アカマツ、カラマツ、 (広葉樹) コナラ、クヌギ、ケヤキ、サクラ	人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として市の森林の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案し、郷土樹種とする。

- 注) 1 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農政課と相談の上、適切な樹種を選択する。
- 2 植栽樹種の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない樹種の選定に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000

- 注) 1 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべきものとする。
- 2 森林の空間利用や特定の動物の生育環境の維持に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員又は市農政課と協議の上、適切な植栽本数を判断するものとする。
- 3 主要樹種のほか、エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農政課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木や枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法を検討する。
植付けの方法	気象その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、植栽木の活着及び植栽後の生育が最も効果的に図れる植え付け方法とする。 また、育成期間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入に努めるものとする。
植栽の時期	コンテナ苗を植栽する場合は、時期を問わず植栽できるものとする。コンテナ苗以外の苗木を植栽する場合は、植栽木の成長が活発になる前である春期及び植栽木の成長が休止またはその状態近くなる秋期とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を理想とする。

なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下のとおりとする。

区 分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆 伐	2年以内
択 伐	5年以内

※択伐は、伐採率が40%を超えないものに限る。

※上記の年数は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算したものである。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図れる森林において行うこととする。

更新樹種については高木性の郷土樹種を主体に次のとおり定める。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、クヌギ、サクラ類
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、サクラ類

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図るものとする。

天然更新を行う際は、期待成立本数の10分の3以上の本数（ただし、周辺草丈（概ね50cm）以上のものに限る。）を成立させる。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて掻き起こし、刈出し、植え込み等の更新補助作業等の施業を実施する。

【天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木本数】

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ、クヌギ類	10,000本/ha	3,000本/ha

【天然更新補助作業の標準的な方法】

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、種子の定着及び発育の促進を図るため、掻き起こしや枝条整理等を行う。
刈り出し	ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の成長の促進を図るためササ等草本植物の刈り払いを行う。
植え込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行う。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～4本残すものとし、それ以外のものをかきとる。

イ その他天然更新の方法

伐採跡地の適切な森林への回復を図るため、天然更新の完了の判断基準を次のとおり定める。

伐採跡地の天然更新の確認については、伐採後概ね5年を超えない期間を経過した時点で、更新状況の確認を行い、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、前記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を天然更新完了の目安とし、確認を行う。

なお、天然更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業または人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すように、「現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林」とする。

以下のような天然更新の期待できない森林については、原則として植栽により確実な更新を図る。

- ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・ 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・ 林床や地表の状況、病虫害などの被害から天然更新が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況により皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ的確な更新困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の想定立木の本数を10,000本/haと定める。

また、当該対象樹種のうち、周辺草丈(概ね50cm)以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案した上で、生産目標及び仕立・本数に応じた下表を標準的な目安として間伐及び保育を進める。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数

(単位 本数：本、時期：年)

樹種	生産目標	仕立・本数 (本/ha)	間伐時期(目安年)							主伐(目安)
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50

ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50		60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55		65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65	75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67	80

(2) 間伐の標準的な方法

ア 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去目的として行うこととし、収入間伐では形質の良い木についても立木の適正な配置を考慮し、選定の対象に含めるものとする。

イ 間伐率は、概ね20%～35%とする。(保育間伐では低率、収入間伐では高率)

ウ 間伐により適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるよう努める。

エ 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め作業コストの低減を図るものとする。

オ 標準的な時期と回数は、上記のとおりとするが、平均的な間伐の実施時期の間隔年数については、標準伐期齢未満を10年に1回、標準伐期齢以上を15年に1回とする。

カ 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市農政課と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施する。

○下刈り : 1～7年程度 (必要に応じ期間を変更)

○つる切り : 10年生程度 (回数適宜)

○除伐 : 下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合に実施 (回数適宜)

○枝打ち : 無節高品質材生産の場合に必要な応じ実施

3 その他必要な事項

(1) 間伐

間伐が十分に実施されていない人工林については、風雪害に留意して間伐を行うこと。

(2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木の生長が遅い箇所については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても必要に応じ、育成木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで追加して実施する。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1回程度、育成木の生育に支障をきたさないよう実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業の区域は、森林の有する公益的機能区分に基づき、公益的機能の高度発揮が求められており、その維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる森林の区域を設定するものである。

森林の有する各機能と各機能に対応する公益的機能別施業森林等の名称は次のとおりとする。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)
	山地災害防止機能 ／土壌保全機能		土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健機能維持増進森林)
公益的機能以外の機能	木材等生産機能	木材の生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材生産機能維持増進森林)

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林やダム（ため池）集水域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図り、伐期を標準伐期齢＋10年以上とする。当該森林施業の区域を別表2により定める。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂流出防備保安林や山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について別表1に定める。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林や風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について別表1に定める。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や生物多様性を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について別表1に定める。

イ 森林施業の方法

- ① 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林については災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。

② 快適環境形成機能維持増進森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進することとする。

③ 保健機能維持増進森林については憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域のニーズに応じ、広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進とともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとする。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められている森林については、択抜による複層林施業を実施することとする。

なお、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においても公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢×2－10年以上とする。

長伐期施業において皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散化を図ることとする。

また、保健機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、郷土樹種を主体とした特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

それぞれの森林の区域について別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び該当区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

森林の立地条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について別表1に定める。また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

(2) 森林施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、

原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。(アカマツの天然下種更新やコナラ、クヌギ、サクラ類の萌芽更新を行う森林など、市町村が定める場合は除く。)

なお、具体的な伐採・造林・間伐・保育等の施業の方法は、前述の「Ⅱ 森林の整備に関する事項 第1～第3」に基づいて実施する。

3 その他必要な事項

本市が独自に設定する公益的機能別森林施業森林以外の区域は、特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林面積の約83%を占める林家等の森林所有者は5ha未満の小規模な所有形態であり、森林所有者自らが施業や経営を行うことが困難な地域であることから、従来より森林組合への長期の施業委託により森林整備が推進されてきた。

今後も長期的な森林施業が確保されるよう森林所有者へ森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、森林組合・民間事業体に長期の施業の委託を進め、森林経営計画等に基づく森林施業の集約化と経営規模の拡大を促進していく。また、県や林業経営体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、および、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進していく。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の集約化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等が有する森林施業プランナー等へのあっせんを行い施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進していく。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

施業コストの低減や効率的・集約的な森林施業を推進するため、林班内に存する森林所有者の森林経営への意向を把握し、極力林班内全体として森林経営計画への参画を促進することとする。

森林所有者又は森林の経営の委託を受けたものが、単独又は共同で森林経営計画を作成する場合には、下記の事項に留意して作成することとする。

- (1) 森林所有者との間で締結する森林経営受委託契約については、森林経営計画の計画期間内において、受託者自らが森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権原と施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権原が付与されるものであること。また、当面の施業を必要としない森林に対する保護や路網の設置

及び維持運営に必要な権原についても付与されるものであること。さらに、林産物の販売収支と森林整備に要する支出について明確化されたものであること。

- (2) 森林経営計画を共同で作成する場合には、個々の対象森林についての責任は当然として、経営計画の全体としての遵守義務を等しく負うこと。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

様々な条件・状況等から適切な森林の経営管理を行うことができない森林について、森林経営管理制度の活用により森林整備を進めていく。

その際、本市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営を委ね、森林経営計画を策定し、適切な経営を行っていく。

一方、経営に適しない森林については、市自らが市町村森林経営管理事業により適切な管理を行っていく。なお、これらの森林施業について本計画「第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」に定める方法と整合を図るものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方針

本市民有林の所有規模は小規模であり、また森林所有者の高齢化、不在村森林所有の増加により、計画的・合理的な森林施業が行われにくくなっている。

これらを踏まえ市・森林組合等で連携し、森林所有者等に対し集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する検討会、説明会を行い、施業実施協定による共同施業化の理解を求めていく。

特に、本市の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の促進により執行体制の強化及び作業班の強化等の事業実施体制の整備を図ることで、地域の安定的な施業及び作業コスト低減を目指していく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。共同化を促進する施業の種類は森林所有者の意向を踏まえた上で、主に優良材生産のための保育・間伐の施業協定として、森林組合と連携し事業の推進に努める。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、市及び森林組合が広報誌等を利用して、森林管理の重要性を認識させるなど、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促進することとする。

また、施業実施協定が締結され、造林保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託する場合、一定割合を補助できるような市単独事業等を検討し、施業実施協定の締結を推進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- (3) 共同施業実施者の一が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性がそこなわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

本計画区域は喜連川丘陵地域を中心に緩傾斜地が多く、主に車両系集材が中心であり林内路網密度は45.8m/haとなっている。

路網整備に当たっては、効果的な森林施業を実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や森林作業道から搬出された木材をトラック等に積み込むための土場の確保により、林内からの木材搬出や大型車両による輸送効率を高め、低コスト林業を促進していく。

なお、林地傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については次表とする。

【路網密度の水準】

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0～15°)	車両系作業システム	110m以上	35m以上
中傾斜地(15～35°)	車両系作業システム	85m以上	25m以上
急傾斜地(35°～)	車両系作業システム	60～50m以上	20m以上
	架線系作業システム	5m以上	5m以上

※個々の施業地における路網密度の目安であり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等。

※「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等。

※基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称。

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当区域なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網の整備に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全を図るため、路網の規格・構造については、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）に則るほか、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）に従い整備する。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成し、適切に管理を行う。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い整備する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

低コスト林業の促進のため、路網整備に当たっては、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や木材の積み込み土場の確保等に努めることとする。

第8 その他森に必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

県は、新規林業従事者の確保・育成について、栃木県林業人材確保・育成方針（令和3年1月策定）に基づく、栃木県林業大学校を中核とした多様な人材の育成や、栃木林業労働力確保支援センター等と連携した林業従事者のキャリア形成支援を推進している。また、持続的な経営を実現できる林業経営体の育成等、林業経営体の体質強化に取り組んでいる。

当市においても、県に連携して林業従事者の確保・育成に努めるとともに、既存林業事業体への森林・林業に関する専門的な知識・技術の習得のための計画的な研修の実施が図れるよう事業の普及・啓発を行っていく。

また、地域の中核となるリーダーを養成し、林業グループの活動の活性化を図るため、林業振興会の活動を支援し、各種講習会、検討会を開催することにより林業に関する知識・技術の習得に努めていく。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林資源の循環利用を促進するためには、集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組み合わせによる効率的な作業システムを構築し、低コスト林業の確立を図る必要がある。

高性能林業機械の導入については、各種補助事業等の活用により積極的に推進していくことが重要であり、今後も導入促進を継続していく。

併せて、高性能林業機械等の安全かつ効率的な稼働に必要な専門的知識、技術を備えたオペレーターの養成に努める。

さらにスマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構築を進めていく。

【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

施業の種類		現 状	将来（目標）	
伐 倒	那珂川流域（緩傾斜）	チェーンソー	チェーンソー	ハーベスタ
	那珂川流域（中傾斜）			
造 材	那珂川流域（緩傾斜）	チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ	
	那珂川流域（中傾斜）			
集 材	那珂川流域（緩傾斜）	グラップル+運材車	グラップル+運材車 フォワーダ	
	那珂川流域（中傾斜）		タワーヤーダ スイングヤーダ	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物については、地域材の活用を図るため川下のニーズ「品質性能・価格・供給量」に対応し、品質・精度・生産効率を高めるため乾燥施設や高性能製材機械など施設の導入を推進し、高品質な製品の生産拡大と生產品目の多様化を促進することとする。また、林地残材・製材工程で発生した木質バイオマスの熱源利用等についても検討を図ることとする。

この他、木材の利用については「さくら市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき公共建築物等における木造・木質化を推進するとともに、「栃木県産木材利用促進条例（とちぎ木づかい条例）」及び平成23年（2011）年に策定した「とちぎ木材利用促進方針（令和5年（2023）年改正）」に基づき、公共建築物、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進していく。

特用林産物については、平成21年には生産量514tを生産していた。しかし、平成23年の原発事故による放射性物質の拡散に伴い、風評被害による価格の暴落や出荷制限等々の影響を受け、生産者は廃業・生産規模の縮小に追い込まれ、平成26年の生産量は257tとなってしまった。

現在、生産者や関係機関の努力により市内原木しいたけ生産者への一部出荷制限解除など回復の兆しはあるが、今後もさくら市単独事業等による生産体制の整備を継続的に行うことで生産性及び品質向上により他産地との差別化を図り、生産量の回復に努めていく。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
設定なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の被害対策については、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとする。

本市における松くい虫の被害は近年横ばい状態であるが、依然として被害は発生している。このような状況から、発生した際の対策については森林病虫害等防除事業による被害木の伐倒駆除等の駆除対策及び地上散布、樹幹注入の予防対策を実施することにより、被害地域の拡大防止に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合等については、必要に応じて伐採の促進に関する指導等を行うものとする。

また、ナラ枯れ被害については、全国的に急激な広がりを見せていることから本市においても関係機関との情報共有を密にし、監視体制の強化を図るとともに、被害発生時の防除実施体制（伐倒駆除、被害区域の拡大防止等）を構築する。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

本市でシカ・クマに限らず鳥獣による被害は現在確認されていないが、発生した場合の対策方針としては、必要に応じ調査や巡回、情報交換、被害発生区域内で森林施業を行う林業経営体や森林所有者からの情報収集等に努め、被害が確認された場合は、単木ネット巻等による被害防除を促進することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、林野火災が多発する3月から5月にかけて県が実施する「春の山火事防止強化運動」に合わせた市広報掲載、ポスター掲示のほか、山火事予防普及啓発物品配布等を行うことにより、地域住民に林野火災予防の意識の啓発を図る。

4 森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合には、さくら市火入れに関する条例に基づき、林野火災等が起こらないよう留意して行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

【病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分】

森林の区域	伐採を促進すべき理由	備 考
氏家3 (7/2,7,8)	松くい虫による被害	アカマツ 1 h a

※病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要がある場合、ここに定める森林以外でも伐採の促進に関する指導等を適宜行う事がある。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する基本方針に基づく、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林については、該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について留意し適切に計画を定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
 - ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
- なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定による区域について、次のとおり定めるものとする。

区 域	林 班	区域面積 (h a)
喜連川 1	氏家 5～7、熟田 1～4 喜連川 1～2 4	7 0 0 . 2 3
喜連川 2	喜連川 2 5～4 1 上江川 1～1 3	7 8 9 . 7 3
喜連川 3	上江川 1 4～4 9	8 6 6 . 4 2

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材を使用した木工製品を制作する事業者等と連携し、市イベント等で木工体験を提供することで木製品の良さの普及を図るとともに、特用林産物である、しいたけについて菌床しいたけの生産が盛んな地域の特色を生かし、各種物販等でPR活動を行い、林業の奨励を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」、「森林・山村多面的機能発揮対策」事業について、地域住民に対し周知を行うことで、住民が連携・協力し、それらの事業を活用した里山林整備を推進する。

また、桜守りボランティア活動による市内の桜の保全及び普及啓発活動を推進していく。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度について、森林組合、とちぎ環境・みどり推進機構等の関係機関と連携を図りながら、森林所有者への意向調査の実施、測量及び森林調査、森林経営管理集積計画作成など、適正な対応により事業を推進していく。

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限をうけている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、下記表のとおり各制限に従って施業を実施する。

制限林の区分	施業の方法
保安林	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第33条第1項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第4条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行う。
自然公園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日付け34林野指第6417号）に基づいて行う。
砂防指定地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（昭和15年3月18日条例第5号）に基づいて行う。
鳥獣保護 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）に基づいて行う。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年3月30日条例第5号）第15条の定めるところによる。
文化財保護法 による史跡名勝 天然記念物に係る 指定地域等	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条の定めるところによる。

都市計画法による 風 致 地 区	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第58条及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年12月26日政令第317号）第3条の定めるところによる。
---------------------	---

（2）森林の土地の保全に関する留意事項

太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行爲の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の制度の厳正な運用に努めることとする。

（3）木材合法性確認の取組強化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進していく。

【別表1】

区分		森林の区域			面積 (h a)				
		旧町村	林班	準林班・小班					
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		氏家	5、6、7	全域	2356.24				
		熟田	1～2	全域					
			3	ア～エ全域					
			4	全域					
		喜連川	1～41	全域					
上江川	1～49	全域							
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	氏家	7	イ全域	44.02				
		喜連川	1	ア 7、16、17 27～29、31～34 59、63～66					
				イ 5～43					
				ウ 3、5、15、22～25					
			4	ア 30、38、39 45～47、50					
			8	ア 21～25、29～31 61、62、65、66 79～88、98、101					
			9	ア 7～9、16、20 23～25、51、55					
			10	ア 49					
			11	ア 2					
			12	ア 26、47～50、59					
			13	ア 7					
			14	イ 6C、8、14A 15A、16、17					
			15	イ全域					
			27	ア 13、14、17					
			29	ア 18A、18B、31C					
			36	ア 3、4、6B					
			39	ア 51、53B、56					
			快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			氏家	1、3、4	全域	20.62
						熟田	3	オ全域	

	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	喜連川	15	ア全域	9. 6 7
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		氏家	5、6	全域	2 3 4 5. 5 7
			7	ア全域	
		熟田	1～2	全域	
			3	ア～エ全域	
			4	全域	
		喜連川	1～14	全域	
15	イ全域				
16～41	全域				
		上江川	1～49	全域	
特に効率的な施業が可能な森林		熟田	4	全域	1 4 7 9. 8 6
			喜連川	2～3	
		20～26		全域	
		28		全域	
		31～35		全域	
		37～38		全域	
		41		全域	
		上江川	1～24	全域	
			26	全域	
			29～49	全域	

注)

- ア 平成 24 年 3 月 31 日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- イ コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表2】

区分	施業の方法		森林の区域			面積 (h a)				
			旧町村	林班	準林班・小班					
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		氏家	5、6	全域	2337.61				
				7	ア全域					
			熟田	1～2	全域					
				3	ア～エ全域					
				4	全域					
			喜連川	1～14	全域					
				16～41	全域					
			上江川	1～49	全域					
			土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林			氏家	1、3、4	全域	74.31
								7	イ全域	
熟田	3	オ全域								
喜連川	1	ア7、16、17、 27～29、31～34 59、63～66								
		イ5～43								
		ウ3、5、15、22～25								
	4	ア30、38、39 45～47、50								
	8	ア21～25、29～31 61、62、65、66 79～88、98、101								
	9	ア7～9、16、20 23～25、51、55								
	10	ア49								
	11	ア2								
	12	ア26、47～50、59								
	13	ア7								
	14	イ6C、8、14A 15A、16、17								
	15	ア全域、イ全域								
	27	ア13、14、17								
29	ア18A、18B、31C									
36	ア3、4、6B									
39	ア51、53B、56									
複層林施業を	複層林施業を推進	なし								

推進すべき森林	すべき森林（択伐によるものを除く）		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	なし	

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次 (年度)	総数			0~14歳			15~29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	44,768	23,303	21,465	6,480	3,319	3,161	6,931	3,904	3,027
	H27	44,901	23,368	21,533	6,417	3,269	3,148	6,201	3,543	2,658
	R2	44,513	23,102	21,411	6,015	3,079	2,936	6,092	3,415	2,677
構成比 (%)	H22	100.0	52.05	47.95	14.47	7.41	7.06	15.48	8.72	6.76
	H27	100.0	52.05	47.95	14.29	7.28	7.01	13.81	7.89	5.92
	R2	100.0	51.90	48.10	13.52	6.92	6.60	13.68	7.67	6.01

	年次 (年度)	30~44歳			45~64歳			65歳以上			不詳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	10,039	5,566	4,473	12,054	6,436	5,618	9,180	4,014	5,166	84	64	20
	H27	9,963	5,518	4,445	11,530	6,201	5,329	10,648	4,746	5,902	142	91	51
	R2	9,029	5,067	3,962	11,449	6,084	5,365	11,734	5,321	6,413	194	136	58
構成比 (%)	H22	22.42	12.43	9.99	26.93	14.38	12.55	20.51	8.97	11.54	0.19	0.14	0.04
	H27	22.19	12.29	9.9	25.68	13.81	11.87	23.71	10.57	13.14	0.32	0.21	0.11
	R2	20.29	11.39	8.90	25.72	13.67	12.05	26.36	11.95	14.41	0.43	0.30	0.13

(注) 1 資料は国勢調査とする。

2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次 (年度)	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	H22	20,885	1,914	26	1,940	6,317	—	12,328	
	H27	21,419	1,878	26	1,904	6,610	—	12,709	
	R2	22,061	1,770	24	1,794	6,511	—	13,610	
構成比 (%)	H22	100.0	9.2	0.1	9.3	30.2	—	59.0	
	H27	100.0	8.8	0.1	8.9	30.9	—	59.3	
	R2	100.0	8.0	0.1	8.1	29.5	—	61.7	

(注) 1 資料は国勢調査とする。

2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次 (年度)	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	H22	12,563	4,882	4,605	238	39				2,540	2,539	1	5,141	
	H27	12,563	4,394	4,142	217	35				2,525	2,520	5	5,644	
	R2	12,563	4,203	3,925	245	33				2,411	2,406	5	5,949	
構成比 (%)	H22	100.0	38.9	36.7	1.9	0.4				20.2	20.2	0.0	40.9	
	H27	100.0	35	33	1.7	0.3				20.1	20.1	0.0	44.9	
	R2	100.0	33.5	31.2	1.9	0.2				19.2	19.2	0.0	47.3	

(注) 1 資料は農林業センサスとする。

2 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。

3 「林野面積」について調査が行われていない年次は空欄とする。

4 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。

ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。

5 構成比は、空欄のない最近年次について算出する

(3) 森林転用面積

年次 (年度)	農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘工場等建物敷地及びその付帯地	採石採土地	その他	総数
H27	0 ha	2 ha	1 ha	— ha	2 ha	4 ha
R2	0	2	9	—	24	33
R7	0	—	1	—	11	12

- (注) 1 資料は那珂川流域地域森林計画とする。
 2 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。
 3 「0」は0.5ha未満であり、「—」は該当なしを示している。

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

(単位:ha)

保有形態	総面積		立木地			人工材率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	2,403	100.0	2,317	1,323	994	55.1	
国有林	26	1.1	26	0	26	0	
民有林	2,377	98.9	2,291	1,323	968	55.7	
公有林	計	57	2.0	57	40	17	
	都道府県有林	35		35	25	10	
	市町村有林	22		22	15	7	
	財産区有林	0		0	0	0	
私有林 (社寺有含む)	2,320	96.5	2,234	1,283	951	55.3	

- (注) 1 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の森林林業統計書等の集計等をもとに推計し記入する。(資料は那珂川流域地域森林計画及びより栃木県森林林業統計書)
 2 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
 3 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	H22	2,443				
	R2	2,332	1,877	455	186	269
	R7	2,320	1,853	467	174	293
構成比 (%)	H22	100.0				
	R2	100.0	80.5	19.5	8	11.5
	R7	100.0	79.9	20.1	7.5	12.6

- (注) 1 資料は森林簿より抽出とする。(在住区分不明は県外不在者として計上)
 2 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。
 3 構成比()は、不在(市町村)者の森林所有面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

(単位：ha)

	総数	齢級											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上	
民有林計	2,377ha	60	7	16	37	19	101	67	112	209	100	1649	
人工林計	1,323	0	7	16	22	18	94	63	108	193	68	734	
主要樹別面積	スギ	522	0	3	2	1	2	15	11	12	19	16	441
	ヒノキ	678	0	2	6	4	7	70	50	94	174	51	220
天然林計	994	0	0	0	15	1	7	4	4	16	32	915	
(備考)													

(注) 1 資料は那珂川地域森林計画書(森林資源構成表(立木地))及び森林簿とする。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数			50ha以上	
～1ha	-	10～20ha	} 15		1
1～5ha	250	20～30ha			
5～10ha	44	30～50ha		総数	310

(注) 資料は那珂川地域森林計画書とする。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

(令和6年3月31日現在)

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	2	3	
うち林業専用道			

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	72	62	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在要間伐森林制度廃止により記載なし。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 (R4年度現在) (単位：百万円)

総生産額 (A)		219,965
内訳	第1次産業	4,907
	うち林業 (B)	-
	第2次産業	127,020
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
	第3次産業	86,222
B + C / A		-

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。なお、総生産額は帰属利子等を控除しているため、産業ごとの生産額の合計と合わない。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額 (令和 ()年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業 (A)	100	5213	2,204,595
うち木材・木製品製造業 (B)	1	18	-
B / A	1	0.36	-

(注) 1 資料は経済センサスによる。

2 製造業には、林業が含まれない。

3 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(令和7年4月1日現在)

区分	組合・事業所数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	63	40	たかはら森林組合
生産森林組合				
素材生産業	2	13	7	
製材業				
森林管理署				
合計	3	76	47	

(注) 1 従業者には、専従の役職員、現場作業員を含む。

2 備考には、区分で示した業種のうち必要なものについてその業務内容、就業形態等について特記すべき事項を記入する。

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	—						
モノケーブル	—						ジグザグ集材施設
リモコンウィンチ	—						無線操縦等による木寄機
自走式搬機	—						リモコン操作による巻き上げ搬機
運材車	—						林内作業車
ホイールトラクタ	—						主として索引式集材用
動力枝打機	—						自動木登式
トラック	—						主として運材用のトラック
グラップルクレーン	—						グラップル式のクレーン
計	—	—	—	—	—	—	
〈高性能機械〉							
フェラーパンチャ	5		2	3			伐倒、木揃用の自走式
スキッド	0						索引式集材車両
プロセッサ、グラップルソー	8		3	5			枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	2			2			伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	16		5	11			積載式集材車両
タワーヤード	0						タワー付き集材機
スイングヤード	2		1	1			
計	33	0	11	22	0	0	

(注) 1 資料は、R6 林業機械保有状況調査、(矢板森林管理事務所管内全体について記載)による。

2 林業機械等の種類は適宜追加する。

3 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産状況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		なめこ	ひらたけ
				生	乾		
生産量	2,404m ³			137 t	0.4 t	- t	- t
生産額(百万円)	35			139	4	-	-

(注) 1 資料は、R4 市町村別出素材荷量(矢板共販所資料)及び矢板森林管理事務所資料による。

2 最近1年間の生産について記入する。

3 その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況（面積、樹種、林齢、材積等）	経営管理実施権設定の有無
1	鍛冶ヶ澤地区	面積 4.37ha 樹種 スギ・ヒノキ 林齢 35～64年生	有
2	早乙女地区	面積 1.29ha 樹種 スギ・ヒノキ・クヌギ 林齢 44～58年生	無
3	松山新田地区	面積 0.74ha 樹種 スギ・ヒノキ・アカマツ 林齢 35～101年生	無
4	松島地区	面積 1.61ha 樹種 スギ・ヒノキ・アカマツ 林齢 35～96年生	無
5	早乙女地区	面積 2.23ha 樹種 スギ・ヒノキ・アカマツ 林齢 37～106年生	無

(注) 計画作成（変更）時点の状況について記入する。